

かもめスタンプ協同組合発行のかもめスタンプ共通商品券利用終了及び払戻しのご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、かもめスタンプ協同組合発行の「かもめスタンプ共通商品券」につきましては、令和6年3月31日（日）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の「かもめスタンプ共通商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

かもめスタンプ共通商品券



【ご利用最終日】

令和6年3月31日（日）

【払戻し期間】

令和6年4月1日（月）～
令和6年6月28日（金）迄

2. ご利用終了日

令和6年3月31日（日）まで

3. 払戻しの申出期間

令和6年4月1日（月）～令和6年6月28日（金）まで

受付時間は、午前10時～午後3時（土、日曜日、祝祭日は除く）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

4. 申出及び払戻しの方法

かもめスタンプ協同組合事務所に未使用のかもめスタンプ共通商品券を持参してください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

※持参できない場合

- ・お申し出される方の住所、氏名、連絡先をかもめスタンプ協同組合事務所まで電話にてご連絡ください。
- ・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「かもめスタンプ共通商品券払戻請求書」を送付いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の「かもめスタンプ共通商品券」を同封のうえ、返信してください。返信された払戻し申請書記載内容と未使用の「かもめスタンプ共通商品券」を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます。（返信用の切手代、振込手数料は当会にて負担します）

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

換金場所/お問い合わせ先

かもめスタンプ協同組合

〒039-4301 青森県上北郡六ヶ所村大字泊字村の内218番地8

電話 0175-77-3139